

慶應EU研究会成果報告

報告論題「EUの文民的安全保障」

報告者: 尚美学園大学総合政策学部准教授 小林正英

報告の成果と課題

EUの主要政策のひとつであるCFSPのうち、特に安全保障にかかわるCSDPに関し、これまで体系的に論じられることの少なかった文民的政策について論じた。「文民的」とは何かという準備的な議論ののち、CSDPの文民的側面が誕生した経緯とその後の発展経過について整理し、最終的にかかる政策分野の確立が安全保障主体としてのEUに与えるインパクトについて論じた。

欧州統合過程において、過去にシビリアン・パワーとしてのアイデンティティが強調された時期があったことも事実であるが、冷戦後のCSDPにおける文民的側面の獲得はこれとは違う文脈から生じたものと考えられる。すなわち、冷戦終焉後にEU加盟を果たした中立諸国の政治的事情からである。この意味で、これまでEUの安全保障における文民的側面の獲得の要因として指摘されてきた「By Design or by Chance」（それは戦略的に獲得されたものか、あるいは経路依存的に形成されたものか）という議論に即して言えば、後者であると結論づけた。また、2000年以降制度的に足場が得られて以降、委員会や理事会内に理念が共有された結果、縄張り争いなども生じたが、その後の制度整備に伴い、懸念は解消されつつあると考えられる。さらに、EUがかかわる側面を持つことは、軍事力主体の平和維持・平和創造活動の限界や、国家破綻ならびに脆弱国家の問題が認識されるようになりつつある中、安全保障主体としてのEUが、単に伝統的な安全保障主体が国際社会にまたひとつ誕生しただけということではなく、新たな安全保障上の課題に取り組む能力を有する革新的な特性を有する安全保障主体としての誕生と考えられると結論づけた。

質疑を受けて今後の課題として考えられる点は、今回の報告が文民的安全保障の手段として専ら警察力に焦点をあてたものであったのに対し、国境警備や沿岸警備隊などのその他の手段にも視野を広げるべきであることが指摘されたことである。これらの検討により、CSDPのいっそう立体的な理解に資するものと考えられる。また、一連の旧コ

一ゴ紛争への対応や国連における保護する責任概念といった時系列的あるいは理念的展開の文脈上にどのように位置付けられるかとの質問があった。CSDPの文民的側面の確立は、直接的にはあくまでも中立諸国の個別事情からの提起によると考えられるが、底流的な理念の流れについても整理すべきと感じた。